

令和2年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和2年6月15日午前8時58分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 報告第 10 号 令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 議案第 51 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 52 号 上富田町子どもの権利に関する条例
- 日程第 5 議案第 53 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 54 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 55 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 56 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 議 午前8時58分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。

当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 報告第9号～日程第6 議案第54号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 報告第9号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第6 議案第54号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件まで6件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第1 報告第9号

○議長（大石哲雄）

日程第1 報告第9号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 報告第10号

○議長（大石哲雄）

日程第2 報告第10号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 議案第51号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第51号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例の件について質疑を行います。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

上富田町子どもの権利に関する条例案を総務教育常任委員会に付託する動議を提出します。

○議長（大石哲雄）

動議を提出。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時03分

○議長（大石哲雄）

再開します。

6番、吉本君より議案第52号についての動議が出されました。

これに賛成者おりますか。

賛成者ありと認めます。

なお、原案の質疑が終了しておりませんので、質疑終了後、議題といたします。

改めて、日程第4 議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

お尋ねします。本子どもの権利に関する条例案は、私ども、6月1日に議運委員会が終わった後、いただいたわけなんですけれども、もちろんこの議場でこの条例案の内容について説明はいただきましたけれども、私たちは産民なので所管事務調査の中には含まれやんのですけれども、町長がおっしゃっていた非常に大事な権利条約と思うんです。こういったことについて全く私どもは話し合いをする機会もお聞きする場所もなかったんで、教育委員会におかれまして十分な審議を尽くされたと、こう考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時05分

○議長（大石哲雄）

再開します。

松井君、もう一度質疑してください。

○8番（松井孝恵）

条例の内容についてお聞きします。

子どもの権利条例の中に、権利に関する条例なんやけれども、子供の権利というのは一体何なんかというのが明記されていないと思うんですけれども、これはどういった理由からなんでしょうか。例えば、条例を見たときに、明示されたときに、権利って何なよというようなことにならないかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

おはようございます。

8番、松井議員の質疑にお答えいたします。

子供の権利とは一体何なのかうたわれておらないということでもありますけれども、確かに子供の権利については表記しておりません。策定委員会や今議会でも説明したように、この条例は児童の権利条約にうたってある子供の権利を基本理念として考えてきたもので、総合型で全てを網羅することは困難であることから、条例の理念を踏まえた上で、あえて明記せず策定したものでございます。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

お話はよく分かりましたけれども、児童の権利条約に基づいてというのはどうやったら分かるんですか。住民でも何でもいいんですけれども、ここに書いてある会社、企業でも、これを見たときにその条約に基づいているんだよというのはどうやって判断したらいいんですか。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

どうやって判断するのかということでもありますけれども、確かに条約についてはどこにも明記されておりません。このことについては、子供の権利っていろいろ様々あるんです、この間、一般質問でもありましたように遊ぶ権利や、細かなこと言えばいろんな権利がございます。そういったことを、今後、条例の第9条でうたっています推進計画

で、子供たちをはじめ町民の意見を聞きながら子供の権利を保障する内容を進めたいと考えてございます。あえて明記はしてございません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

すみません。私がお聞きしたんは、子どもの権利条約に基づいてというのがどうやったら分かるのかとお聞きしたんです。今おっしゃったのは先ほど聞いたことのお話なんです。どれ、何を見たら子どもの権利条約に基づいたんなどということが分かるんかということをお尋ねしたんですけれども。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

どうやってということですが、今後、そのことを策定推進委員会でも話し合いをさせていただいて、町民にその条約の権利を広報するなど、そういったことを考えてございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

何点か質問させていただきます。今の答えではちょっと分からないので重なることになるのかもしれませんが。

町の解説文と中松課長の説明では、この条例が子供の権利を保障する基本的な理念としているものは児童の権利に関する条約とあります。しかし、この条例の目的には児童の権利に関する条約の理念に基づき作成したという表記がありません。町民はどうやって理解できるのですか。

2点目です。まず、これもちょっと重なりますが、町民が児童の権利に関する条約をどれだけ知っているのでしょうか。また、その中身、特に児童の権利条約の内容、その中にある子供の権利を理解している方がどれほどおられるでしょう。理念条例であったとしても、条例とは法律の範囲内であるが住民を縛るものです。まず、子供に関する条例ならば、児童に関する条例が子供の権利をどう規定しているのか記述しなければなりません。児童の権利条約の権利をそのことで知ることになり、何を尊重しなければならないかが分かります。住民の中に子供の権利に関する条例の理解が進んでいるから記述をしていないのですか。その辺をお聞きしたいです。

3点目は5条の保護者の責務です。私はここは非常に慎重なことが求められると思います。責務というのは自分の責任として果たさなければならない事項と辞書にあります。保護者の責任で果たさなければならないことを、「愛情と責任を持って」、この5条で、「子どもを養育する義務があることを認識し、社会の一員としての自覚を持った子どもを育てるため、町、地域住民、学校等及び企業等と連携し、子どもに基本的な生活習慣及び社会のきまりを守る意識を身に付けさせるよう努めなければならない」と記述していますが、国の児童福祉法、子供に関することは国の児童福祉法ですけれども、それと児童憲章、子供の権利に関する条約に、子供が獲得していくものを保護者が中心になることを書かれていますか。

もう一つは、企業の責務が書かれています。企業は法に基づき事業を行い、労働条件は労基法で定められています。労使の話合いで、団体交渉等で労働条件は改善されていきます。町が明記できる法的根拠はあるのですか。

5点目です。児童の権利に関する条例には子供の権利の救済が書かれています。しかしこの条例には子供の権利に対する救済が盛り込まれていません。それはなぜですか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

6番、吉本議員の質疑にお答えいたします。

1点目と2点目についてでございます。条約の理念に基づく表記、それから子供の権利について表記がなされておらない、先ほどの8番、松井議員からもありました子供の権利について表記されておられませんといったことで重なりますけれども、策定委員会とか今議会でも説明をしてきたように、この条例は権利の条例をうたってある子供の権利を基本理念として考えてきたもので、総合型で全てを網羅することは困難ということから、条例の理念を踏まえた上であえて明記せず作成したものですということを繰り返すほかありません。このことは、第9条にある推進計画で、子供たちをはじめ町民の意見を聞きながら子供の権利を保障する内容を進めていきたいと考えてございます。

それから3点目でございます。保護者の責務についてでございます。保護者は子供の養育及び発達に対し第一義的な責任を有するものとあり、また、町の責務、学校などの責務、地域住民の責務、それから企業の責務を、連携しながら子供たちの権利の保障について深く考えていく必要があると認識しています。条例で住民を縛るといったものではなく、努力義務を示すものとしてご理解をお願いします。

4点目であります。企業の責務が必要かということでもありますけれども、子供たちを

育てていく上で、勤め先である事業者なども子供に対する理解を深めて、子供たちが健やかに育つ環境づくりに努力をしていかねばならないと考えております。従業員のライフ・アンド・バランスも検討し、協力を仰がなければなりません。ご理解をよろしくお願ひします。

5点目でございます。子供の権利の侵害に対する救済は盛り込まれておりませんが、繰り返しとなりますけれども、権利侵害に対する救済をどのようにしていくか、今この時点でこうあるべきと決めていくより、推進計画で皆さんのご意見を聞きながら、また協議をしながら検討を重ねてまいりたいと考えます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

まず、一番問題になっている保護者の責務のところにかかせていただきます。

今、中松課長さんから、第一義的責任を負うということについては児童福祉法にも子どもの権利条約にも書かれています。ただし、第一義的責任を負うというのは全て責任を負っているということではありません。

それと、ここに書かれている社会の一員としての自覚を持った子供であるとか、基本的な生活習慣及び社会の決まりを守るということは、学校教育法の21条に、義務教育が行われる教育の中の8に、生活のため必要な習慣を養うとか自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力等で書かれておるわけです。そして幼稚園の中に基本的な習慣を養いということが書かれています。

ですから、法的には教育に委ねられている問題なんです、これは。保護者に委ねられてはいません。どの法律にも。保護者に書かれているのは、児童福祉法に「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」と書かれている。ですから、児童が獲得していくものを保護者の責任として明記することはできません。できるのは学校教育です。それと、児童福祉法にも児童憲章にもそのようなことは一切書かれていません。ですので、保護者にこういう基本的な生活習慣を守る意識に努めなければならないということを条例に書くのは法の範囲を超えています。

だから、こういうことを書く条例をつくるということは問題がありませんか。慎重に検討しないと法的にも非常にいろんな法律からしたときに触れる疑いがあると思うんですが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

ただいまの質問でありますけれども、実は文部科学省のほうから児童の権利に関する条約につきまして、平成6年5月20日第149号で出しております。この中に、本条約につきましては、基本的人権の尊重を基本理念と掲げる日本国憲法、それから教育基本法並びに我が国の契約締結に係ります経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約並びに市民的、政治的権利に関する国際規約を基にすると書かれています。これを基本としてこの条約はつくられているんです。だから、先ほど言われていますように少しそのあたりが私は違うと思っています。

それから、条約の中の第18条に、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する原則認識確保することに最善の努力を払うとなっております。それから39条、放置または搾取、虐待を負った被害者に対しては、児童の復帰及び社会復帰を促進するための全ての措置を取るというように明記されています。

これを踏まえて今回の条例を策定したものでありまして、決してこの規約等からずれているものではありません。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

子どもの権利条約の今言われた18条はこう書いておるんです。「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則」に基づいて「認識を確保するために最善の努力を払う」と書いてあるんです。国がですよ、努力を払うと言っている。父母または場合によって法定保護者は、「児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」、「児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となる」と言っているわけです。

だから、関心事項になると言っているんです。子供の最善の利益が保護者の関心事項となるという大きなことを言っているだけなんです。このように基本的な生活習慣を守るとか社会の決まりを守るということを保護者に求めているわけではありません。

だから、この条約の解釈がきちんとされていないというのを私はこの文章を見ると物すごく思うんです。これは学校教育が果たすべき役割なわけです、大きくは。大きくはね。ですから、そういうことをこの条例に書くことが不適切だと私は考える、考えるというか学校教育法からしたときに、学校教育法の役割です、これは。

それと、この条約は非常に読み応えのある条約なんです。表現もだから物すごく配慮された表現方法になっております。親がこれを必ずしなければならないとか、そういう項目を挙げて書いていることはほとんどありません。ほとんどは子供の権利について書

いている。こういう権利がありますよ、こういう権利がありますよ、この権利を国は守らなければいけませんよということを書いている。ですから当然、この条例も権利が書かれて、町がこの権利をどう守るのかということが主に書かれなければならないのであって、保護者にこういうことを、子供が獲得することを一々挙げて、それを保護者が達成されるようにせなあかんということを書くのは、私はこの条約にも学校教育法にも矛盾するのではないんですかということ。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

もう一度述べさせてもらいます。先ほど私が言わせてもらったのは確かに18条、それから39条、もう一度読んでください。39条にはあくまで、被害となった児童の回復及び社会復帰を促進するための全ての適正な措置を取るとなっています。その適正な措置をどう取るのかというのを条例でうたっているわけですし、そこを踏まえてこの条例をつくっていると、権利条例として出させていただいているという解釈でお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

お願いします。保護者の責務のところについて私も一般質問させていただきましたが、私もとてもこの文言についてはかなりおかしいなというふうに思うんです。

今、副町長からも説明がありましたけれども、保護者に対しての5条の文言は、私がもし保護者だったらすごく押しつけであるなという文言に取れます。権利条約の中には援助するとかそういう形での文言なんで、縛るものではないと先ほど総務課長からも言われましたが、努力義務という説明でしたけれども、どうしてもこの5条を読んだときに努力義務とか縛るものではないというふうにとれないんです。

だから、今本当に虐待とかいじめが増えている中で、あまり親に対してこういう保護者の責務であるというような表現では、余計に虐待も増えていくんではないかなというふうに思います。だからあくまでも行政として、保護者が本当におおらかに子育てできるような援助をするという文言にしたほうが、もっともっと理解されるんではないかなというふうに思うんです。

質疑なのか意見なのか分からないようになったんですけれども、保護者の責務については私はそのように思います。

○議長（大石哲雄）

意見陳述ですか。

○10番（九鬼裕見子）

いや、意見陳述……。意見みたいになったんですけれども、その点について……

○議長（大石哲雄）

どういう質疑なのか。

○10番（九鬼裕見子）

その点について教育委員会としてどのように考えるのか、ちょっと説明をお願いします。質問みたいになってんけれども。

○議長（大石哲雄）

答弁要りますか。この表現が適切かどうか……

○10番（九鬼裕見子）

ごめんなさい、そこが一番問題になっていると思うんで。

○議長（大石哲雄）

だから、どういう質疑かというのが分からないんで。

10番、九鬼君。

最初の質問の重ねての質問でいいですよ。2回目じゃなくて1回目。もうちょっと丁寧に質疑してください。

○10番（九鬼裕見子）

もう一度質疑をさせていただきます。

5条の保護者の責務のところ、「町、地域住民、学校等及び企業等と連携し、子どもに基本的な生活習慣及び社会のきまりを守る意識を身に付けさせるよう努めなければならない」というこの「努めなければならない」という文言は、先ほど、縛るものではない、努力義務との説明でしたが、この点について、「努めなければならない」というのはどうしても縛るものではないかというふうに思うんですが、その点について説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

おはようございます。

10番、九鬼議員にお答えいたします。

条約の5条ですけれども、このように書かれています。「締結国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法的保護者又は児童について法的

に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」とあります。

その中であって、この責任としてということでありませけれども、指導を与える責任ということが明記されています。権利及び義務を尊重ということ。締約国は尊重するということではありますけれども、保護者にとっては子供の養育または適切な方法で適当な指示、指導を与える責任があるということが明記されています。

このことによって、基本方針に掲げる子供の最善の利益を基盤に、子供の権利保障するため町の責務や大人、そこには保護者の立場からその責務を明らかにした条例として策定しています。でありますので「努めなければならない」という文言にしております。以上であります。

○議長（大石哲雄）

九鬼さん、よろしいですか。

（「もう一回確認で」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

じゃ、「努めなければならない」というのは決して保護者を縛るものではないという捉え方でいいということですね。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

先ほども何回も繰り返してはいますけれども、この条例は住民を縛るといったものではありません。努力義務を示すという意味でご理解をお願いします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

この条例は理念型、宣言型ということでこの間からお話聞いているんですけども、やっぱり制定された際には子供に対する施策やまちづくりの総合的な、継続的に推進していくための法的根拠になるという話もされていましたが、子供に対する施策という部分を、ちょっと質問になってしまうのかな、具体的に、関係する部分でも結構です、どのような事業がとかという話ではなくていいですが、教えていただきたいと思います。

特に子供の参加と参画とかいう部分で教えていただけたらと思います。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

2番、正垣議員の質疑にお答えします。

子供に優しいまちという考え方は、ユニセフが推進する子どもにやさしいまち、こういった事業を踏まえたものであります。ユニセフによれば、子供に優しいまちとは子供の権利を満たすために積極的に取り組むまちであり、必要な要素としては9項目が挙げられています。

1つ目は子供の参画。これは町民会議などでやっております青春シンポジウムとか子ども議会などがありますけれども、今後、子供自身が企画して参加する子供会議なども検討しなければならないと考えています。

2項目めは子供に優しい法的枠組みづくりという事業があります。これは、この条例を制定することにより達成されるものと考えてございます。

3つ目の項目は、まち全体に子供の権利を保障する施策ということで、これは既に住民生活課の生活福祉の部門で子ども・子育て支援事業計画などが策定をされてございます。

4項目めは子供の権利部局または調整の仕組みを整えろということで、これはまちの行政組織で行ってございます。

5つ目は子供の影響評価についてのことであります。子ども・子育て支援事業計画の検証などでこれを行ってございます。

6つ目は子供に関する予算でございます。これは町の予算として取組が既にされております。

あと、取組がされていない7項目め、自治体の子供白書の定期的な発行、これは推進計画などで今後子供の置かれた状況の分析なども行っていく予定で検討してまいります。

8つ目でございます、子供の権利の広報ということで、これは先ほども言いましたように、子供の権利はどのようなものがあるかとか、児童の権利条約とはどんなものかというようなことは、今後、推進計画の中でもうたっていきましますし、そういった広報を町の広報紙やホームページなどでも紹介していきたいと考えてございます。

最後に9項目めでございます。子供のための独立した権利救済、擁護活動ということでございますが、これは児童虐待、いじめ、ひきこもり、不登校などに対する権利の擁護、救済などの活動になってこようかと思っております。学校はもちろんのこと、生活福祉の場面でも児童虐待には取り組んでおりますけれども、まだまだ十分とは言えません。そ

ういったことから、今後これについても推進計画の中で深めていきたいと考えています。

このような子供の視点に立ったまちづくりは、大人にとっても優しく希望に満ちたまちとなると考えます。子供に優しいまちづくりを行うには、その過程に子供が参加し、意見表明をする機会が必要とされます。1番の子供の参画、そのための法的根拠としてもこの条例は必要となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

ありがとうございます。1番の参加・参画とかの部分で、まず子供会議の実施など検討していくということなんですけれども、これは参加と参画って結構大きな違いがあると思うんですけれども、企画の段階とかから、いろんなことから子供と一緒に参画をしていくと、つくり上げていくといった認識でよろしいのでしょうか。それ確認させてください。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

参加・参画、意味の違いはあろうかと思えますけれども、まだ具体的な内容については決まっておられませんし、今後、第9条でうたっています推進計画の中で皆さんの意見を十分取り入れながら推進計画で盛り込んでいきたいと、そのように考えます。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時39分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいま6番、吉本議員から、議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例を総務教育常任委員会に付託されたいとの動議が出され、所定の賛成者がございました。

動議は成立をいたしました。

この動議を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

提案について説明させていただきます。

先ほど質疑しましたが、この条例には子供の権利を保障する基本理念としているものが児童の権利に関する条約であるということが明記されていないこと、また、子供の権利がきちんと明記されていないことによって、町民が何を権利とし、何を町が大切にしようと言っていることが分からず、子ども・子育て条例のように受け取ってしまうのではないかということがあります。

また、先ほどから問題としていました保護者の責務の問題です。この問題は、先ほども言いましたけれども、責務というのは自分の責任として果たさなければならない事項です。努力義務とは取れない、一定の縛りがかかる問題です。

このことが、今の児童福祉法や権利の条約や児童憲章、そして学校教育法との関係で、5条の記述がこれでいいのかという問題をはらんでいます。

ですので、慎重な議論を行う必要があると思いますので、総務常任委員会に付託して再度論議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

動議に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、中井君。

○5番（中井照恵）

すみません。よろしいですか。町当局が上程した条例案とただいまの修正案……。すみません。いいですか。委員会付託の条例の大きな違いというのは何なんですか。

○議長（大石哲雄）

聞こえた。

（「違い何かと言われたんですけども」と吉本議員呼ぶ）

(「すみません、間違えました」と中井議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○議長（大石哲雄）

再開します。

そこでいいですよ。

○5番（中井照恵）

ここでいいですか。

すみません、今の質問は取り消します。

○議長（大石哲雄）

質疑でございます。質疑取り消すね。

○5番（中井照恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

はいはい。失礼しました。質疑は取消しです。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これよりこの動議に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

議案第52号の動議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この動議のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立少数であります。

よって、この動議は否決されました。

暫時休憩をいたします。50分まで休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時50分

○議長（大石哲雄）

再開します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

上富田町子どもの権利に関する条例案の一部を修正する条例案を提案したいと思いま
す。

○議長（大石哲雄）

条例案の修正発言が出ました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時59分

○議長（大石哲雄）

再開します。

議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例に対する修正案について、6番、
吉本君外1名から修正動議が提出され、所定の賛成者がございますので動議が成立をい
たしました。

修正案について提出者の説明を求めます。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

上富田町子ども権利条例をつくることに反対してはいません。町民に分かりやすいも
のとするために修正案を提案します。

子供にとって大切な権利を入れる必要から、分かりやすい章立てとしたため、目次を

入れています。

町の解説書と中松課長の説明で、この条例が子供の権利を保障する基本理念としているのは児童の権利に関する条例とあるが、その表記がありません。町民はこのままの文章ではそのことが分かりません。単に子育て条例と理解してしまいます。

また、解説には子供の権利を明らかにするとあります。よって、第1条を、「児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもが毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとっての大切な権利を明らかにし、その保障を図ることを目的とする」とします。

定義のところは保護者、地域住民の定義がないので追加、企業は福祉施設等も含まれますので事業所とするのが適切かと思います。また、大人も次の後半に必要なになるので追加しております。

2ページの比較表で見ていただいたほうがよく分かると思うんですが、2ページの基本方針は、子供の権利の保障を進める基本的な考えとして1から3ということで、「子どもの最善の利益を優先して考えること」、「子ども一人一人が権利の主体として尊重されること」、「子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること」と変更しています。

2章に「子どもにとって大切な権利」を加えました。多くの町民に町が大切だと考える児童の権利条約に書かれている子供の権利について知られていない、児童の権利に関する条約が子供の権利をどう捉え、どう規定しているかを記述しなければ、子供に何を保障しているのか分からない、そのため、条約に記述された内容を4条から8条で追加しました。「子どもにとって大切な権利」ということで、そこに書かれているように、他人の権利も尊重しなければならないということも書いています。

3ページへいっていただくと、「安心して生きる権利」というところで5項目書いています。そこには、身体的、精神的暴力と有害な環境から守られるであるとか、困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができることなども含まれて書かせていただいております。

「自分らしく生きる権利」として6条で書いています。自分の個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されることや、プライバシーが守られることや、国際条約にもあるように情報がちゃんと得られることであったりとか、また、自分にとって大切なことを、年齢や成長に応じて適切な助言や支援を受け、自分で決めることなども盛り込んでいます。

4ページにいていただいて、「豊かで健やかに生きる権利」のところは5つ書いておりますが、「まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられる」とい

うようなことも子供の権利として保障しなければならないということで、そのようなことも入っています。

「意見を表明し、参加する権利」ということで4項目挙げています。全てを説明しませんが、2番であれば、「自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること」なども条約には書かれていますので、そのようなことを盛り込んでいるということです。

町の責務です。町の責務として子供の権利に関する理解を推進することが大切だと思いますので、それを追加しています。子供と大人が共に学び、理解するための機会を提供するというので、これが一番この権利条約にとって町民が、権利条約の理念であったり子供の権利について私も尋ねましたが知らないという方がほとんどでしたので、これがやっぱり一番大切になるのではないかと追加しています。

そのあとは、町がつくられた内容を、最後の文体はちょっと変わっていますが、そのまま入れさせていただいて、5ページの6の、これは第10条に虐待、いじめ等の防止が突然出てきておるんですけども、町の責務としてここへまとめるほうが適切であるということで、文章としては「早期発見に努めるとともに、それらの権利の侵害から救済するために必要な取り組みを実施する」という文章にしています。

6の部分については文章が変わっているというか、学校及び企業が育ち学ぶ事業所と最初に書いた定義のところを書いた部分で変わっているところです。

それと、追加したのは、「町は、子どもに関わることを検討するときは、子どもの意見を尊重する」ということが大きな責務になろうと思いますので、これを追加しております。

それと、「保護者への支援」ということを追加し、6ページですけども、「町は、保護者が安心して子育てができるよう支援するように努め、特別に支援が必要な保護者には、それに応じた支援をするように努める」という言葉を追加しています。

次に、第4章として「大人の責務」として記述しています。10条の7で「町は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業所と連携し、推進体制を整備する」とあるので、連携を繰り返す必要はないのかと思います。それぞれの立場で子供の人権を尊重すると。保護者には、先ほど言いましたが、基本的な生活習慣やルールを守るというようなことはどこにも法的に明記はされておられませんので、「保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければならない」という文章にしています。

地域住民のところも同じように簡潔に、「地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければならない」ということにしております。

学校についてですけれども、学ぶ施設ということで、育ち学ぶ施設の関係者は、子供が自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持っていることを認識し、子供の権利を尊重しなければならないというふうにしています。

原案の8条ですが、これの文章を読ませていただくと、目的語がなく意味不明な文章だなと思いました。誰に子供の育成に関する活動を支援し、協力するよう努めなければならないかという目的語——主語はありますが、述語もあるんですが、目的語がなく誰に言っているのかということが不明確な文章ですので、これはもう削除しました。

「大人の責務」として追加したのが、さっき言った以外に、保護者、学ぶ施設関係者、地域住民のほか、大人は子供の権利を尊重しなければならないということで入れていきます。

次に、「推進計画の策定」ですけれども、章立てでしています。ここには、推進計画とともにその推進計画の検証を実施すると、行った結果どうだったかということはやっぱり必要ではないかということで、それを盛り込んでいます。それと、推進計画及び検証に当たって、子供を含む町民の意見を聞き、それを十分反映させるということで、やっぱり子供の意見をよく捉えなあかんということでそれにしています。

あと、救済について、先ほど保護するとかいろんな話も出ていましたが、児童の権利に関する条例は述べています。子どもの権利擁護委員会を設置して、その侵害された権利の回復に努めなければならないということで、その項目を入れていきます。

そして、雑則のところの附則のところ、今、権利委員会はありませんで、「ただし、第17条の規定にかかる施行期日は、推進計画を定める際に規則で定めるものとする」というふうにしております。

以上が修正案です。以上です。

○議長（大石哲雄）

修正案の説明が終わりました。

これより本修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

第5章の第17条の中で、「子どもを権利の侵害から救済するために子どもの権利擁護委員会を設置する」とあるんですが、子どもの権利擁護委員会とはどういったメンバーをお考えでしょうか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

具体的にどういうメンバーかというと考えていませんが、町民からであったり行政からであったり福祉の関係者であったり、そういう方々から3名程度選出するとかそういう方法で選べばいいのかなというふうに思います。

○議長（大石哲雄）

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

当局からの上程の説明がこの間からずっとあったんですが、これは児童の権利条約の示すところのうち全てについて網羅するのが困難であるために、あえて全ては明記せずに推進計画の中で深めていくというような説明をされておられました。

私の解釈にはなるんですが、原案では権利条約のうち4つの柱としている、生きる、育つ、参加する、守られるの権利は十分に反映されておると思っております。今後さらに条例として町に見合ったええものにしていくというのが我々の責任かなというふうに思うんですが、今、修正案で細分化したもの、これを今、細分化した上で条例にするのは当たらないのかなと私は考えているんですが、そのあたり、なぜここまで細かくされたのかということ、これまでの話ですべきだということは言われていますので、そのままだったらそれで結構なんですが、ありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

子供の権利を細かく載せたというのは、やはり住民の中に国際権利条例の中身が知られていないということです。ですので、この条例を読めばどういうことが子どもの権利条約の中で書かれて、日本政府はそれに批准しているわけですから、こういう権利があるということを町民が知ることがまず一番大切なことだと思うんです。

ですので、こんなこと言うたら悪いですけども、親に養ってもらっているんだからそういうことを言う必要はないとかいう古い考えでも、私の中にもあるかもしれませんが、あります、そういうときに、そうではなくて、権利条約は子供の権利をこういうふうに捉えているんだよということをやっぱり知らないで認識の発展はないと思うんです。ですので、やっぱりここはきちんと明記して、この条例読めば、ああ、こういうこと言っているんだと、こういう新たな認識なんだということを理解してもらうことが大切だと思うので、やっぱりこれは入れておかないと、町民が読んだときに一体何を言っているのかということが明確に分からないということになると思います。それで、解説にも明らかにするということを書かれていたので、やっぱり明らかにすべきだということ

とで、大切なことだと思うので明記したということです。

○議長（大石哲雄）

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

すみません。ただいまの修正案についてちょっとお尋ねしたいところがあるんですけども、原案の第8条、「企業等は」という文言のところを誰か分からないから削除したということなんですが、修正案の中に、第2条の（5）、「事業者」というところの文言があるんですが、そこに含まれている部分は、この原案の第8条の部分というのは、どこかで事業者ということでこれに代わるものが出てきているのがあるのでしょうか。

あと、すみません、私自身は原案の中でこの8条が一番自分の中では肝かなと思っていてんです。それは何かといいましたら、当局の中でも、当局でも多分お答えしたように、今のワーク・ライフ・バランスとか企業のパワハラ、モラハラ、マタハラのガイドラインというのも大手企業はできてきていると思うんですけども、地方の企業に関してはなかなかその制定は難しいかなと思うんです。子供を守るということは母親も守るということなので、ここの企業への投げかけというのは、私がすごく大事なかなと思うところを省かれているというところはちょっと憤慨します。このところを教えていただけますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

まず1つは、保護者の雇用を支援する法律、条例ではないと思うんです、この条例は。子供の権利を保障するということです。ですので、保護者の労働環境がよくなることについてを条例で規定できるのかということがあると思うんです、企業に対してこういうことをしなければならないということ。ですので、先ほども言いましたけれども、法律において町がそれを、ここに書いているように「認識し」というようなことを言えるのかという問題があると思うんです。法的な問題として。さっきも言いましたように企業は、ものは小さな企業であったとしても労基法は守られていると思うんです。だからその企業にはその企業の立場というか経済力があるわけで、力のあるところはそれはよりよい労基法以上の休暇を与えたり制度がありますけれども、そうでない企業にとつたらそれ以上のことに努めるというのは経営的に難しく、それは法律によってそうしなくても守られているわけですね。だからその企業に対して一律に、こういうことを認識して配慮せえいいうことを言ったとしても、それは企業に言われてもそんなことうちはできませんよと、そんなこと言われたら困りますと言われても当然だと思うんです。

ですから、そういうことを言うべき、努めよということ責務、責務というのはさっきも言いましたけれども自ら果たすべき事項なわけですよ、そういうこと、自ら果たすべき事項を企業に、あなたところの果たさなければならぬ事項はこういうことですよというようなことを掲げることは不適切ではないのかなという判断です。

主語等分からないというのは、企業は、子供が健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する者が子供との関わりを深めることができるよう配慮するとともに、町、保護者、地域住民や学校と連携し、子供の育成に関する活動を支援し、協力するよう努めなければならない。あ、すみません、さっきの説明ちょっと間違っていたな。

すみません。さっき言ったように企業にそこまでのことを求める、企業にそこまでの責務があるのかという点でやっぱり疑問のあるところなので、あまりこれは適切ではないのかなということです。

○議長（大石哲雄）

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

例えば、吉本議員より回答いただいたんですが、もちろん我が国の法体系というのは日本国憲法を頂点としたもので、地方自治法第14条に定める法令に違反しない場合のみ条例制定できるとなっているんですけども、私、位置づけは町と住民等が条例の規定を最大限に尊重するものということになるのじゃないのかなと考えている、それにおいて原案が出てきていますので、これがあることによって町内の企業の意識というのが変わってくるのではないかと。

あとまた、私たち議員というのはそれが、これを町が制定するに当たって責務も出てくるし、それだけどこまで介入するのかというところも勉強しないとイケないところなんですけれども、そのチェックをしていくというところで一番大事なのかなと思うんですけれども、そのところはどうかお考えですか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

だから、町が企業に介入は僕はできないのじゃないかなと思うんです。法的に言ってこういうことを認識すべきだとか。そういういろんな取組の際にそれぞれお願いに上がるということは、企業に対して協力を求めたりとかそういうことはできると思いますけれども、こういう認識を持ってくれというようなことを行政が町に私は言えないという、法的にも見て言えないと思います。ですので、企業に協力していただくときはお願い

いであるということが本来の筋道ではないのかなということを思っている次第です。

例えば、熊野高校のサポーターズリーダーとかに企業の方がいろいろご支援していただいていると思うんですよ。今、上富田町はそういう形で事業所の方がいろんな子供たちのことを支援していただいていると思うんです。ですからそういう、協力してやろうとか、子供たちが協力してほしいなといったときをお願いに行ったりとかして協力してもらおうとかということはあると思うんですけれども、行政が条例でこういう認識をして努力せえということ言うべきではなくて、いろんな機会をお願いに上がるというのが本来の立場ではないのかなということを思っている次第です。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

5番、中井君。

○5番（中井照恵）

すみません、先ほどは失礼しました。

吉本先生の提出された第5章、実施体制のところの第17条のところ、先ほども山本議員からの質問にもありました権利擁護委員会を設置するということがありまして、先ほどお答えいただいた中のメンバーは町民の方であったり行政の方であったり福祉の関係者であったりというふうにお答えいただいたんですけれども、今回のこの条例の策定委員会でも昨年より時間をかけて町のいろんな、行政の方であったりとか校長先生であったりとか有志の方が策定をされているというところがあると思うんですけれども、この修正された条例はどういった経緯を経てつくられているのかということと、あと、先ほどからいろいろお聞きしているんですけれども、当局がお答えになっている、条約にあるから明記あえてせずに条例をつくったよというところはあるんですけれども、何か、私もまだまだ勉強不足で分からないところはあるんですが、吉本先生が細かく書かれているところと町の当局が上程した条例案との大きな違いというのがちょっと分かりづらくて、そこを説明していただければと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2つの質問分かりましたか。

（「大きな違いはどこら辺という」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それで結構です。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

大きな違いというのは、1つは、町から説明があったことがそのとおりに書かれているかということが1つです。だから町が説明されたと思うんでね、理念にのっとっているとかそういうこと言われているので、それが町民が読んだときに、これは今までと違うものが、新たな条例が出てきたわけですから、そのときに何でこういうものが出てきたのかなということが明快に分かるということです。それが書かれていなかったら読んだ人は、よほど知識のある人でも、そのことを言っているのか、これはと、言っているんだったら書けばいいのにと思いますが、知らない人は全く、児童の権利条約、ほとんどの方が私は知られていないと思うんです、だからそのことなんか知らなくてこれを読んだとしたら一体何なのかという点で、中松課長さんが説明された内容をきちんと書けば皆さんがより分かりやすいというのが1つです。そのためにはやっぱり子供の権利を書かないと町民は分からないということです。それが1つです。それが大きなところです。

先ほどから触れたように、責務という言葉は、何度もあれなんですけれども、自分自身、自分が果たさなければならない事項なので、そこに法に載っていないことを書くことについては慎重なことが必要になってくると。先ほども言いましたけれども、基本的な生活習慣を身につけるとか社会的ルールを守るといのは学校教育が果たす役割が大きくて、保護者がそこに具体的に責任を努めなければならないような項目では私はないと思うので、そういう責務として載せるものは、そのところがそういう役割の中で子供の権利を尊重するというを述べればそれで十分今の状況でやっていっている、連携はしておられると思うんで、いろんなところで、だからそれさえ述べたらいいんじゃないかなと。

特に学校においては、こんなこと言うたら悪いですけども、教員の体罰であったりとかもありますし、教員の暴言もありますし、学校の外ではできないようなことを呼び捨てて言うようなこともあります。そういうことをやっぱりなくしていくという意味で、こういう育ち学ぶ施設がそのことを深く認識して子供の権利を守っていくということを、尊重していくということを、その方向で書くべきことではないかと私は思っています。

そのために、私はだから条例に反対するつもりはありませんので、ただ、町の思っていることをより分かりやすく書くということと、今言わせていただいた点が大きな2つの問題かなというふうに思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

5番、中井君。

○5番（中井照恵）

すみません。お答えいただいた内容の中で、修正された条例はどういった経緯を経てつくられているのかというところがちょっと分かりづらかったので、すみません、もう一度お答えいただきたいのと、先ほどから私もちょっと分かりにくかったなと思ったところがあるんですけれども、基本的な生活習慣のところは今も吉本先生が繰り返しおっしゃったんですけれども、学校教育法のほうで明記されているというところによかったですか。はい。

保育士として仕事を長年やってきた立場としましては、基本的な生活習慣というのは、家、赤ちゃんとして生まれて学校へ行くまでの間に培われていくべきものであるというところがすごくやっぱり大きいと思いますので、学校教育法というその部分だけにとらわれて保護者の責務を押しつけているようなそういう表現のおっしゃり方はちょっと違うのかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

この経緯は、私自身教員をしておりましてし、障害を持つ子供の学校で働いてもきましたし、この権利条約というのが批准される前から勉強、学んでいろんなことしてきました。それでこの文章が出たときに大変な違和感を覚えたということです。それでもう一度、どこに問題があるのかということと、さっき言いましたように分かりやすく書くという視点で考えたときに、委員会でやっていただけるなら別に委員会でよろしいんですけれども、それは否決されましたので、否決された場合にはよりいいものを提出すべきではないのかなということで、そういう経過でございます。

それと、先ほど私言い忘れたんか分かりませんが、保育指針の中に基本的な生活習慣というのは書かれているんです。保育に関しては法律というのは児童福祉法になるんで、児童福祉法の中にこういう基本的な生活習慣身につけるとかそういうことは具体的には書かれていないと思うんで、保育所のことなんで、保育指針の中に基本的な生活習慣ということが書かれておりますので、保育所であったり教育機関であったり、そういうところがやっぱり基本的な習慣を培うという大きな責任を持っているということで、保護者にこれを努めなければならないとあえて出してやるべきではないという意味です。保育指針にも書かれております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより本修正案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

私、松井孝恵は、発議第1号、上富田町子どもの権利に関する条例案の一部を修正する条例案に賛成を表明いたします。

いろいろ人生を振り返ってみますと、私は自分が子育てをするまでに子供の権利というような言葉について深く考えたことはありませんでした。まず自分が子供の頃に子供の権利というような概念があったのかどうかもよく分かりません。

私たちは野に遊び、野に育ち、自由に遊んで、その中で上下関係やルールを学び、普通に学校で学べる環境にあり、風邪を引いたら医者へ行き、いじめにあえば自分を守ってくれるそういう友人もいました。私の場合は両親共働きで、家にはずっと一人でしたけれども、寝るところも、風呂に入ることも当たり前でしたし、本当に必要なものが大体手に入る。悪いことをすれば叱られますけれども、ルールを守っていれば許された時代であります。自然と社会の中で学び、生かされ、成長をいたしました。

子供なりの感覚ではありましたけれども、生きていく上で親に守られている、ふるさとの大人に守られている、学校の先生に守られている、見てくれている、そう強く感じました。そして、子供ながらにですけれども、世の中の親というのは偉い、大人は偉い、先生は偉い、会社の偉い人はやっぱり偉い、そう思っておりました。そして、美しい自然、豊かな歴史や文化、地域の誇りを感じる機会がたくさんありました。

しかし皆さん、現代のこの世の中はどう考えられますか。私たちが子供の時代に受けられた全ての普通のこと、当たり前のことが、今の子供たちの周りにも同じようにあるのでしょうか。昨今の育児放棄、児童虐待の増加、家族の領域にまで入り込んできた行き過ぎた個人主義が少なからず影響しているように私は思っています。

私自身に自戒を込めて尋ねます。私たち大人は子供にとって尊敬される対象になっているのでしょうか。私たち大人は美しいふるさとの自然を守っていますか。私たち大人は

豊かな歴史、文化を過去から継承できていますか。私たち大人は自分自身が地域に誇りを感じていますか。子供たちは私たちを映す鏡であります。

今回議案とされている子どもの権利に関する条例は、制定するか、しないかを争うものではないと考えています。目の前にある2つの提案のどちらがよりよいか選択すべき事象であります。

今回の条例修正案を私が評価する点は、子供にとって大切な、安心して生きる、自分らしく生きる、豊かで健やかに生きる、意見を表明し、参加するという子供の権利を明確にしておられます。その上で、大人の義務と町の責務を明らかにしておられます。

子供たちの権利を守るために大人の我々が手本を示さなくてはなりません。子供たちの権利が侵され、子供たちに危害が及ぶとき、私たち大人は自己を顧みず戦う勇気を備えておかねばなりません。

この条例修正案は、言い換えれば子供の権利を守るための大人による覚悟の宣言であります。大人が子供を守る宣言であります。まだまだ精査すればあれもこれもとなるかもしれませんが、大人が子供たちの権利を守るための条例として修正案は現時点では十分であると考えます。

一方、原案の条例において、先ほどからもお話がありましたが、残念ながら肝心の子供の権利が何か明らかになっていません。

また、第3条の2項、3項には子育てについて書かれておりますけれども、これは子育て条例と呼ぶべきものではないでしょうか。

同じく第5条から8条にかけても子育てについて書かれており、特に少し私が違和感を感じるのは、保護者、地域住民、学校、企業に対して、特に第8条で企業等の責務として、子供の育成に関する活動を支援し、協力するよう努力しなさいとの表現であります。企業に対してお話をさせていただく場合はお願いをするというような表現にしたらいかがでしょうか。もし書くのなら、何々しましょうといった呼びかけにとどめたほうがよいように思います。

さらに、第11条において、「町、保護者、地域住民、学校等及び企業等は、互いに連携し、子どもの人権が尊重され、安全で安心して育つことができる環境づくりの大切さについて、教育・啓蒙活動の充実に努めなければならない」とされていますけれども、しかしこの条項の主語、すなわち全ての大人たちが……

○議長（大石哲雄）

松井君、本修正案に対する賛成討論だけをしてください。

○8番（松井孝恵）

はい。もうすぐ終わります。

この条例の主語、すなわち全ての大人たちが一体誰に対して啓蒙活動するのか対象者が分からなくなっています。ほかにもありますが、この程度といたします。

対して修正案は、当局提案の条例内容を網羅しつつ、何より子供が読んでも分かりやすい平易な表現となっております。子供たちにとって、大人は私たちを守ってくれる、そう感じ取れる内容になっています。

以上、これらの理由から修正案は原案に対して優位であると考えます。

よって、私はこの修正案に賛同を表明いたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（大石哲雄）

再開します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

次に、修正前の原案について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（大石哲雄）

再開します。

議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例に対する修正案の件を採決いたします。

まず、本件に対する吉本議員外1名から提出されました修正案について起立により採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、修正前の原案について採決いたします。

（「議長、討論は」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

討論やったで。

（「でも、これが否決された後に討論がある」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

修正前の原案も修正案も討論やったで。

（「修正案が否決された……」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。

本修正案は原案のとおりを決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本修正案は原案のとおり可決されました。

ごめんなさい、訂正します。否決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（大石哲雄）

再開します。

もとい。

次に、修正前の原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第5 議案第53号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第53号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第54号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第54号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

15ページで、学校関係のことなんですけれども、中学校と小学校に、今、ネットワークの環境づくりでいろいろとタブレットすることなんですけれども、児童数は小学校のほうが多いと思うんですよ、中学校のほうが少ないと思うんですけれども、予算としては中学校のほうが大分あるんですよ。その辺、多分、多分ですよ、僕の想像では中学校のほうがより難しいやつを与えてあるから高くなったあると思うんですけれども、例えば小学校5、6年生からのをそういうようにするんか、1、2年生には優しいやつをして徐々にやらせていくんかというような、その点の答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

12番、木本議員さんのご質疑にお答えします。

小学生の児童数は888名、約900名ございます。中学生の生徒数は419名で約420名となっております。予備数も含めましてタブレットは1,320台予算化しております。

ただ、小学校と中学校で中学校の予算比率のほうが高いのはなぜかという話なんですが、中学校は、LAN環境というか、校舎も広くありまして、そういったことと、あと、校舎の、小学校ではなくて中学校のほうがそういった配線が複雑であるということから工事費用も多くなっております。

そういったことで、それとあとソフトの関係ですけれども、学習ソフトについては、今、学習のeライブラリというソフトを購入して権利として各学校持っております。そういった学習ソフトがあるんですけれども、その他の学習ソフトについては必要に応じて今後検討していくように考えてございます。

タブレットに搭載している既定のソフトとして、遠隔学習などの相互学習、双方向の授業ができるチームスというふうなソフトでありますけれども、それはもう既定ソフトとして搭載しております。ソフトについては今後いろんなソフトが出てくる可能性もありますので、今後検討するとしてございます。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

例えば小学校の高学年、5、6年生については中学校と同じようなこともするんかというのをお聞きしたんやけれども。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

12番、木本議員のご質問にお答えします。

5、6年生は5、6年生の段階での学習ソフトがあります。小学校1、2年生、3、4年生も同じでありますけれども、先ほど言いました学習ソフトのeライブラリという形のもので各年代に応じた学習の内容となっております。中学校は中学校といった内容のソフト内容でございますので、それについては権利は持っておりますので、それに応じて学習を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第54号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時04分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第7 議案第55号～日程第8 議案第56号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第55号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について及び日程第8 議案第56号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての2件を一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第55号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。氏名、堀清一、住所、上富田町朝来1174番地、生年月日、昭和30年1月29日。令和2年6月15日提出、上富田町長、奥田誠。

議案第56号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。氏名、谷地盛章、住所、上富田町朝来1967番地の2、生年月日、昭和21年11月26日。令和2年6月15日提出、上富田町長、奥田誠。

上富田町朝来財産区管理会委員の選任理由について申し上げます。

議案第55号と議案第56号は朝来財産区管理会委員の選任についてでございます。堀清一氏は平成12年9月21日に就任をしており現在5期目でございます。谷地盛章氏は平成20年9月21日に就任され、現在3期目でございます。両名とも令和2年9月20日に任期満了になります。その経験と実績があることから、引き続き朝来財産区管理会委員として務めていただきたく、議会の選任同意をお願いするものです。任期は令和2年9月21日から令和6年9月20日までの4年間となりますので、同意方よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

2件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

討論を省略したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件はこれに同意することになりました。

次に、議案第56号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件はこれに同意することになりました。

△日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、産業民生常任委員会松井孝恵委員長より25項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より1項目、議会運営委員会山本明生委員長より3項目、以上となっております。

2としまして、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和2年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして、慎重審議をしていただき全てを承認していただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたしました上富田町子どもの権利に関する条例については、共産党、吉本議員より修正案を提出されましたが否決され、原案を承認していただきました。私のマニフェストの「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」の実現を目指し、上富田町の子供は宝であり、宝を守っていくためにも、児童の権利に関する条約の理念の下に町民と町が一体となって子供の権利を大切にするという姿勢を構築するため、自治体の法である条例として認められました。

まず、学識経験者、学校教育関係者、地域関係者、関係団体の上富田町子ども権利条例策定推進委員会の16名の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、町民アンケートにご協力をいただきました18歳未満の児童生徒、熊野高校生を含む皆さん、18歳以上の町民、児童生徒の保護者、公立保育所、私立幼稚園の保護者の皆さんに重ねて深くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

次に、開会時の挨拶でも説明いたしましたが、令和元年度の一般会計の決算状況では、財政調整基金や減債基金などからの繰入れをすることなく決算に向けて進めており、実質収支額では前年度並みの黒字決算を見込んでおります。

しかしながら、引き続き大変厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、町の方針としましては、平成30年度からの事業仕分、事業の見直しについては本年度も継続し、今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、監査委員の指摘事項を十分に反映し、なお一層の取組を進めてまいりますので、議員各位のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染状況ですが、和歌山県では6月3日に新型コロナウイルス感染者がゼロになりました。仁坂知事は、2波は必ずある、今後も感染者は絶対出る、ただし一本調子に増えるのは止めないといけない、感染爆発のようなものは起こさせないと話をしています。

上富田町も、ここで気を緩めることなく、感染予防に細心の注意を払いながら、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したまま、感染予防に万全の対策を持って行政運営を行いたいと考えております。

次に、第3回定例会までには様々な行事が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、ほとんどが中止となっています。今後の行事につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策における寄附につきましては、5月15日の臨時会で説明した以降、6月2日に田辺ロータリークラブ様、田辺東ロータリークラブ様、田辺はまゆうロータリークラブ様より支援金を頂き、6月12日にパシフィコ・エナジー株式会社様よりマスク1万枚を頂きましたので報告をいたしまして、令和2年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和2年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 山本 哲也

議事録署名議員 正垣 耕平